○防衛省告示第二百二十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、八戸飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第三十六号）の変更について次のように告示する。

令和八年八月二十八日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一～三　［略］

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置その他
［略］			
進入灯	ハロゲン灯、航空可変白、不動光	航空可変白　二万カンデラ	滑走路の東側末端から百九十二メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白、閃光毎秒間に二閃光	航空白　五千カンデラ ただし、埋込形は八十カンデラ	滑走路の東側末端五十七メートルから百九十二メートルまでの間
	ＬＥＤ灯、航空可変白、不動光	航空可変白　二万カンデラ	滑走路の東側末端二百二十一メートルから四百二十三メートルまでの間
	ＬＥＤ灯、航空白、閃光毎秒間に二閃光	航空白　六千カンデラ以上	滑走路の東側末端二百二十一メートルから四百二十三メートルまでの間
［略］			
誘導路灯	ＬＥＤ灯、航空青、不動光	航空青、二カンデラ	誘導路両外側及びエプロンの外側

五・六　［略］

改正前

一～三　［同上］

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

灯火	灯質	光度	配置その他
［同上］			
進入灯	ハロゲン灯、航空可変白、不動光	航空可変白　二万カンデラ	滑走路の東側末端から二百四十六メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白、閃光毎秒間に二閃光	航空白　五千カンデラ ただし、埋込形は八十カンデラ	滑走路の東側末端五十七メートルから二百四十六メートルまでの間
	ＬＥＤ灯、航空可変白、不動光	航空可変白　二万カンデラ	滑走路の東側末端二百七十三メートルから四百二十三メートルまでの間
	ＬＥＤ灯、航空白、閃光毎秒間に二閃光	航空白　六千カンデラ以上	滑走路の東側末端二百七十三メートルから四百二十三メートルまでの間
［同上］			
誘導路灯	白熱電灯、航空青、不動光	航空青、十カンデラ	誘導路両外側及びエプロンの外側
	ＬＥＤ灯、航空青、不動光	航空青、二カンデラ	誘導路両外側及びエプロンの外側

五・六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。